

慶應義塾大学・濱岡豊研究室／原子力市民委員会共催
ICRP勧告について学び検討する連続ウェビナー 第4回

「中間まとめ」コメント
(2023.10.05 16:00-17:30)

柿原 泰 (NPO市民科学研究室・低線量被曝研究会／東京海洋大学)

ICRP勧告・報告の問題点（残すべき点）

- 実際の施策（法制度など）にどうつながるか？
政府レベルでは現実に適用の見込みがないもの（例：参考レベル）
とくに政府・事業者の責任を明確に規定すべき（被災者の自己責任は小さく）
パブリックコメント（受け付けることを続けていることは評価できるが.....）
- 放射線科学・医学の側面からの批判的検討に加えて、市民的観点を重視した
社会科学的な検討を充実させるべき（被災者・避難者の聞き取り、人権の観点を重視
した法的側面.....）
ステークホルダーの参画（誰が入るのか？ どのように関与するか）
共同専門知（ICRPの専門家との共同のみが取り上げられる。例：エートス
科学技術論におけるチェルノブイリ事故の影響関連の研究では、専門家の失敗、対して、
ローカルな知[例：カンブリアの牧羊農民]）
倫理的側面（手続き上の価値：説明責任、透明性、包括性）

市民のための放射線防護の基本指針作成に向けて

- ・放射線防護の体系（全般的なもの）を目指すのではなく、原発事故後の状況に絞って、これまでのあり方・現状に対する批判的検討を重ね、それらをまとめることをまずは進め、防護にとって必要な基本指針の作成を目指す。

- ・どのように進めるか？

 - 専門的批判の組織化（高木仁三郎）＋市民の観点から

 - さまざまな調査・研究（個人、グループ……）をどう集約するか